令和８年第１回九戸村議会臨時会会議録

令和８年２月３日（火）
午前 10 時　開会　開議

◎議事日程(第１号)

日程第１	会議録署名議員の指名	
日程第２	会期の決定	
日程第３	議案第１号	令和７年度九戸村一般会計補正予算(第７号)の専決処分に関し承認を求めることについて
日程第４	議案第２号	教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて
日程第５	議案第３号	令和７年度九戸村一般会計補正予算(第８号)
日程第６	議案第４号	令和７年度九戸村水道事業会計補正予算(第４号)

◎出席議員（12 人）

1 番	大﨑　優一　君	7 番	上村　　昇　君
2 番	久保　えみ子　君	8 番	岩渕　智幸　君
3 番	渡　　保男　君	9 番	保大木　信子　君
4 番	髙﨑　覺志　君	10 番	古舘　　巖　君
5 番	中村　國夫　君	11 番	川戸　茂男　君
6 番	坂本　豊彦　君	12 番	桂川　俊明　君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村長	大久保　勝彦　君
副村長	岩崎　一弘　君
総務課長	野辺地　利之　君
村づくり推進課長	川原　憲彦　君
保健福祉課長	篠山　　剛　君
産業振興課長	浅水　　渉　君
上下水道課長 兼水道事業所長	下高山　朋徳　君

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	柳平　善行
主任	山本　猛輝

◎開会の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君）　おはようございます。

ただ今から、令和８年第１回九戸村議会臨時会を開会いたします。

ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君）　これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（桂川俊明君）　本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程に入る前に、報告いたします。

２月３日付けで、村長からの送付議案は、別紙議案一覧表のとおり４件であります。議案は、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（桂川俊明君）　これから、本日の議事日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、２番、久保えみ子議員。３番、渡　保男議員。４番、髙﨑覺志議員の３人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（桂川俊明君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期について、議会運営委員長からの報告は、本日１日間であります。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長からの報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君）　異議なしと認めます。

従って、本臨時会の会期は、本日１日間に決定いたしました。

◎議案第１号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君）　日程第３、議案第１号「令和７年度九戸村一般会計補正予算(第７号)の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

総務課長

○総務課長（野辺地利之君）　それでは、議案第１号「令和７年度九戸村一般会計補正予算(第７号)の専決処分に関し承認を求めることについて」、説明いたします。

令和７年度九戸村一般会計補正予算(第７号)につきましては、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

令和８年２月３日提出。九戸村長　大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、専決処分書を載せております。そして、その次のページからが専決処分いたしました令和７年度九戸村一般会計補正予算(第７号)となりますので、説明いたします。

令和７年度九戸村一般会計補正予算(第７号)は、次に定めるところによるものでございます。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 956 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52 億 8,606 万 6,000 円とするものでございます。第２項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によります。

ページをめくっていただきまして、２ページに「第１表　歳入歳出予算補正」の歳入。そして３ページに歳出を載せております。

そして、次のページからが事項別明細書となっておりますので、主な項目について説明させていただきます。事項別明細書の３ページをご覧願います。今回の補正につきましては、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴うものでございまして、歳入では 16 款県支出金の４項１目総務費交付金に、国から県を通じて交付される選挙の執行経費市町村交付金といたしまして、956 万 6,000 円を計上させていただきました。

次に、４ページが歳出でございます。２款総務費、４項４目衆議院議員総選挙費に、１節の報酬から 13 節の使用料及び賃借料まで、選挙の執行に必要なそれぞれを予算計上し、補正総額 956 万 6,000 円を増額補正するものでございます。なお、今回の選挙は、冬期間に行われることから 10 節需用費に、投票所用の燃料代も計上しております。議案第１号の説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君）　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君）　異議なしと認めます。

従って、議案第１号「令和７年度九戸村一般会計補正予算（第７号）の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第２号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君）　日程第４、議案第２号「教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

総務課長

○総務課長（野辺地利之君）　それでは、議案２号「教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて」、説明いたします。

次の者を九戸村教育委員会の教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、二戸市金田一字荒田 94 番地２。氏名は、菅原佳子さんでございます。生年月日につきましては、ご覧のとおりでございます。

令和８年２月３日提出。九戸村長　大久保勝彦

提案理由でございますが、欠員となっている教育長を任命しようとするものでございます。なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第５条第１項によりまして、前任者の残任期間ということになりますので、令和８年７月 23 日までということになります。議案第２号の説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君）　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

６番、坂本豊彦議員

○６番（坂本豊彦君）　今回、本村において初めての女性教育長ということで、村長から提案がございましたけれども。このたびの教育長の人選の経過とか、あるいは、どのような点でこの方を適任と判断されたのでしょうか。村長にお伺いをいたします。

○議長（桂川俊明君）　村長

○村長（大久保勝彦君）　ありがとうございます。前教育長が昨年 11 月末で辞職されまして、今日まで不在の状況が続いてまいりましたが、今般、新たに教育長を

任命したいということで、今回、ご提案をさせていただきました。ただ今提案をさせていただきました菅原佳子さんは、長年にわたりまして小学校の教育現場におきまして、教諭、副校長、小学校長としてご尽力をされるとともに、教育事務所の指導主事、そして、九戸村教育委員会でも指導主事として勤務経験をされておりまして、教育行政にも明るい方だというふうに思っております。教職員を退職後は、二戸市の教育委員などの要職を歴任されておりまして、菅原先生の持つ豊かな教育的見地と行政経験は、本村の教育振興に不可欠なものであるというふうに確信をしております。

今回、先生の選任をお願いするに当たりまして、特に三つの点について、皆さまにお知らせといいますか、報告させていただきたいと思います。まず１点目でございますが、教育の専門性と教育現場への深い理解でございます。菅原先生は、現場第一主義をもって、常に子どもたちの主体性を育む教育を実践してこられました。その指導力と学校運営における組織管理能力は、教職員からも厚い信頼を得ておりまして、本村の九戸村の教育現場の質を向上させる適任者ということで一つは判断させていただきました。

二つ目でございますが、多様な視点と包摂的な教育の実現でございます。現在の変化の激しい社会におきまして、教育には多様な価値観を受け入れる柔軟性が求められているというふうに思っております。今回、女性ということで、女性の視点からきめ細やかな教育相談の拡充や、ジェンダー平等の推進。さらには困難を抱える子どもたちへの包摂的なアプローチなど、新たな風を村の教育行政に吹き込んでいただけるものというふうに確信をしております。

三つ目でございますが、地域社会、家庭との連携強化でございます。教育は、学校のみで完結するものではありません。菅原先生は、地域住民との対話を重視し、保護者の不安や期待をくみ取る能力に十分対応できるものというふうに思っております。村全体の教育力を高めるために、学校と地域の架け橋となり、開かれた九戸村教育委員会の構築を率先してご対応していただくことを期待しているところでございます。

以上、菅原先生の経歴、人格、識見、総合的に判断いたしまして、今回、村の教育長として最適任であるというふうに判断をさせていただき、今回、このように提案をさせていただくものでございます。よろしくご賛同賜りますようにお願いを申し上げる次第でございます。よろしくお願いします。

○議長（桂川俊明君）　ほかに、ございませんか。

５番、中村國夫議員

○５番（中村國夫君）　ただ今の説明をいただきましたけれども、この菅原氏のですね、主な勤務校について、お知らせをいただければと思います。

○議長（桂川俊明君）　総務課長

○総務課長（野辺地利之君）　お答えをさせていただきます。今回ご提案する方につきましては、これまで主な直近のものでございますが、一戸南小学校の校長先生。それから浄法寺小学校の校長先生。そして最後は、金田一小学校の校長先生。こういったところを歴任された方でございます。以上でございます。

○議長（桂川俊明君）　よろしいですか。

（「はい」の声あり。）

○議長（桂川俊明君）　ほかに、ございませんか。

２番、久保えみ子議員

○２番（久保えみ子君）　お住まいは二戸なようですけども、勤務される場合、こちらに住まれるのかどうするのかは、どうなんでしょうか。

○議長（桂川俊明君）　村長

○村長（大久保勝彦君）　今現在はご自宅の住所でございましたが、ご同意いただければ、「九戸村に住所を持って来て、住まれる」というふうなことで、お話を聞いております。以上でございます。

○議長（桂川俊明君）　よろしいですか。

ほかに、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案に同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者が起立する）

○議長（桂川俊明君）　ご着席願います。

起立全員であります。

従って、議案第２号「教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて」は、同意することに決定されました。

◎議案第３号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君）　日程第５、議案第３号「令和７年度九戸村一般会計補正予算(第８号)」を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

総務課長

○総務課長（野辺地利之君）　それでは、議案第３号「令和７年度九戸村一般会計

補正予算(第８号)」について、説明いたします。

令和７年度九戸村一般会計補正予算(第８号)は、次に定めるところによるものでございます。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億3,306万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億1,912万7,000円としようとするものでございます。第２項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和８年２月３日提出。九戸村長　大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、「第１表　歳入歳出予算補正」となります。２ページが歳入、３ページが歳出で、それぞれ補正額を追加しております。

そして、次のページからが事項別明細書になっておりますので、主な項目について説明させていただきます。事項別明細書の３ページをご覧願います。歳入でございます。まず、15款国庫支出金の２項２目、民生費国庫補助金の10節、子育て世帯特別給付金には、1,124万1,000円を計上しております。これは、歳出３款民生費の２項１目に計上しております、物価高対応子育て応援手当の財源となるものでございます。次に、16 款県支出金、４項１目総務費交付金の２節、地方創生臨時交付金には、１億 2,124 万円を計上しております。物価高騰対策としての重点支援交付金について、地方創生臨時交付金という名称で入ってくるもので、今回、歳出でさまざまな物価高騰対策に取り組むための財源でございます。

次に、４ページが歳出になります。まず、２款総務費です。２款１項６目企画費の18節、負担金補助及び交付金には、927万2,000円を計上しております。そのうち、物価高騰対策地域交通支援事業補助金 127 万 2,000 円は、村内の公共交通事業者に対し燃料高騰に係る経営継続支援対策を行うもの。また、物価高騰対策賃上げ支援補助金は、村内事業者が県の定めた基準の賃上げを実施しようとする場合に支援を行うもので、県が実施する賃上げ支援へのかさ上げを行おうとするものでございます。次に、３款民生費です。３款１項１目社会福祉総務費の 18節、負担金補助及び交付金には、福祉施設物価高騰支援交付金として 1,092 万円を計上しております。物価高騰の影響を受けている福祉施設に対し、負担軽減を図ろうとするものでございます。また、19 節扶助費には、低所得世帯等支援給付金として 2,370 万円を計上しております。物価高騰が続く中で、低所得世帯の支援を行おうとするもので、令和７年度住民税非課税世帯に対し１世帯当たり３万円を給付しようとするものでございます。次に、３款２項１目児童福祉総務費の19節扶助費には、物価高対応子育て応援手当として1,080万円を計上しております。高校生年代までの子ども１人につき、２万円の給付を行おうとするものでございます。

次に、５ページをご覧願います。４款、衛生費です。４款３項１目上水道費の27節繰出金には、地方公営企業等物価高騰対策事業繰出金として、85万8,000円を計上しております。水道事業に対し、光熱水費等の価格高騰分の支援を行うことで水道料金への影響を抑え、結果的に住民の負担軽減を図ろうとするものでございます。次に、６款、農林水産業費です。６款１項２目農業総務費の18節負担金補助及び交付金には、911万2,000円を計上しております。地方公営企業等物価高騰対策事業(農業)補助金の111万2,000円は、土地改良区が所管する施設の電気料金に対する支援となります。また、物価高騰対策耕種農家経営継続支援事業補助金800万円は、肥料、農薬等の高騰が続く中、耕種農家の経営支援を目的といたしまして、購入した肥料、農薬等の10%に相当する分を補助しようとするものでございます。次に同じく６款の、１項６目畜産業費の18節、負担金補助及び交付金には、自給飼料増産対策事業費補助金として553万5,000円を計上しております。家畜飼料の高騰が続く中、購入飼料に頼らない畜産農家の体質強化を図るため、畜産農家が実施する草地更新への支援を行おうとするものでございます。次に、同じく６款の、１項12目農業集落排水事業の27節繰出金には、地方公営企業等物価高騰対策事業繰出金として60万2,000円を増額計上し、同時に減予算である下水道事業会計繰出金は同額を減額いたしまして、財源を地方創生臨時交付金に振り替えようとするものでございます。次に、７款商工費です。７款１項１目商工業振興費の18節、負担金補助及び交付金には、物価高騰対策地域商品券給付事業補助金として、5,285万円を計上しております。住民の生活支援を強力に推進するため、住民１人当たり１万円のクーポン券を配布しようとするものでございます。その下の、３目総合公社運営事業の18節、負担金補助及び交付金には、物価高騰対策指定管理者支援補助金696万8,000円を計上しております。オドデ館やふるさとの館などの管理運営を行っている九戸村総合公社に対し、高騰している光熱費や燃料費を含む経費の一部を支援しようとするものでございます。

次に、６ページをご覧願います。８款、土木費です。８款４項１目住宅管理費の10節需用費には、修繕料として118万5,000円を計上しております。これは、村営住宅の電気温水器２台分の修繕料でございます。次に、８款５項１目下水道建設費の27節繰出金には、先ほどの農業集落排水事業と同様に、地方公営企業等物価高騰対策事業繰出金として144万9,000円を増額計上し、同時に、県予算である下水道事業会計繰出金は同額を減額しまして、財源を地方創生臨時交付金に振り替えようとするものでございます。次に、10款教育費です。10款５項３目住民運動費は、各自治会の活動を支援するための地域活動支援交付金について、あらためて支出は伴いませんが、その財源の一部を地方創生臨時交付金に振り替えようとするものでございます。議案第３号の説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君）　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

９番、保大木信子議員

○９番（保大木信子君）　商工費について、お伺いします。クーポンを発行するということなんですけども。今回は、クーポン券は１枚、いくらなのか。あと前回、クーポン券を出してどれぐらい、使わないでしまったクーポン券がどれぐらいあるのかをお伺いします。

○議長（桂川俊明君）　村づくり推進課長

○村づくり推進課長（川原憲彦君）　それでは、今の質問にお答えさせていただきます。まず今回のクーポン券につきましては、1,000 円に対して半分ということで、500 円のクーポンとなります。1,000 円に対して、１枚使えるということの500 円ということで。前回は 25％ということで、1,000 円の場合、住民の方が 750 円持ち出すということになりますけれども、今回は、その辺も踏まえて半分の500 円をお願いするというかたちになります。

また、クーポン券、今話した 25％クーポンが、12 月末で終わっておりますけれども。商工会のほうから報告あった券では、約９割が使用される。逆に１割が、今回は使用されないというようなかたちになっております。これにつきましては、何度かクーポン券の事業は行っているわけですけれども。使用率については、じわじわと下がってきているという状況にあります。以上です。

○議長（桂川俊明君）　ほかに、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第３号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君）　異議なしと認めます。

従って、議案第３号「令和７年度九戸村一般会計補正予算（第８号）」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第４号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君）　日程第６、議案第４号「令和７年度九戸村水道事業会計補正予算（第４号）」を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

水道事業所長

○水道事業所長（下高山朋徳君）　それでは、議案第４号「令和７年度九戸村水道事業会計補正予算(第４号)」について、ご説明申し上げます。

第１条、令和７年度九戸村水道事業会計補正予算(第４号)は、次に定めるところによるものでございます。第２条、令和７年度九戸村水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

既決の収入予定額の総額に、収入 85 万 7,000 円を増額し、収入予定額の総額を１億 4,238 万 2,000 円にしようとするものでございます。

令和８年２月３日提出。九戸村長　大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、２ページの予算実施計画補正(第４号)、収益的収入をご覧願います。収入の 10 款２項２目、他会計補助金 85 万 7,000 円の増につきましては、一般会計衛生費に計上いたしました物価高騰対策事業繰出金を水道事業施設に係る電気料金等の補てん財源として、他会計補助金に収入を見込んだものでございます。

なお、３ページ以降に、令和７年度九戸村水道事業会計補正予算明細書をお示ししておりますので、お目通し願います。水道事業会計補正予算に係る説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君）　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

２番、久保えみ子議員

○２番（久保えみ子君）　ちょっと、細かいことなんですけども。この補正額が、一般会計から 85 万 8,000 円じゃなかったでしょうか。ちょっと、そこの確認をお願いしたいです。

○議長（桂川俊明君）　水道事業所長

○水道事業所長（下高山朋徳君）　一般会計のほうにつきましては、85 万 8,000 円。こちらは補助金の内訳の中ですが、1,000 円分が単独費、村の単独費分を見込んでおります。実際に入る補助金の金額というものが、85 万 7,000 円ということです。

○議長（桂川俊明君）　総務課長

○総務課長（野辺地利之君）　この 1,000 円の差につきましては、一般会計のほうにつきましては、歳出分でございます。85 万 7,000 なにがしという、1,000 円未満の金額がつくもんですから、歳出は 85 万 8,000 円となります。それに対しまして、水道のほうで受ける歳入につきましては、85 万 7,000 なにがしという場合は、歳入は 1,000 円未満切り捨てますので、85 万 7,000 円ということになるものでございます。

（「まず、分かりました」の声あり。）

○議長（桂川俊明君）　ほかに、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君）　異議なしと認めます。従って、議案第４号「令和７年度九戸村水道事業会計補正予算(第４号)」は、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（桂川俊明君）　これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（桂川俊明君）　以上をもちまして、令和８年第１回九戸村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会（午前 10 時 38 分）